

排水機場用燃料（灯油）購入に関する仕様書（単価契約）

- 1 物品の名称 灯油（JIS 1 号灯油規格を満たすもの）
- 2 契約方法 1 キロリットル当りの単価契約
 単価は、現場着価格（運賃、諸経費等一切を含む）とする。
 ただし、6 (2)イに定める「緊急納入」として納入する場合の単価は、
 契約時に双方合意した「緊急納入に係る加算額」を加えた単価とする。
- 3 購入期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間
- 4 購入規格及び予定数量

| 購入規格 | 購入予定数量 |
|--------|--|
| ローリー渡し | 通常納入：211 kℓ 直近 3 ヶ年 (R5 ~ R7) 実績の平均 緊急納入：15 kℓ R7 の実績 (R5, R6 実績なしのため) ただし、施設の運転状況等により増減が生じる場合がある。 |

【参考：各排水機場購入数量（kℓ）（直近実績、通常購入）】

| | R5 | R6 | R7（参考） |
|--------|----|-----|--------|
| 親松排水機場 | 48 | 86 | 158 |
| 白根排水機場 | 14 | 16 | 88 |
| 萱場排水機場 | 28 | 108 | 86 |
| 計 | 90 | 210 | 332 |

※購入予定数量 $(90+210+332) \div 3 \approx 210.6 \text{ kℓ} \rightarrow 211 \text{ kℓ}$

5 納入場所

- (1) 新潟市江南区太右エ門新田 親松排水機場
 (2) 新潟市南区下塩俵 白根排水機場
 (3) 新潟市南区東萱場 萱場排水機場

6 発注方法及び納入区分・期限

(1) 発注方法

「通常納入」「緊急納入」の区分を明確にし、5 に掲げる納入場所ごとの納入数量をキロリットル単位で指定して発注する。

なお、1 回の発注における 1 排水機場当たりの最低給油量は、6 キロリットルとする。

(2) 納入区分・期限

納入区分及び各区分における納入期限は以下のとおりとし、これを遵守する。

ア 通常納入

通常納入については、次に掲げる日を除き、発注の翌日から起算して 2 日 を期限としてできるだけ速やかに納入する。

- ・ 日曜日及び土曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ・ 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

イ 緊急納入

異常出水の危険性等、当該施設の長時間に渡る継続稼働により緊急に灯油の納入が必要なため「緊急納入」を指定された場合は、発注の日時にかかわらず、発注後12時間を限度としてできるだけ速やかに納入する。

7 契約単価の変更について

(1) 買主又は売り主は、納入日において、物価の高騰若しくは下落その他の経済事情の変化により、契約単価と市場価格等に極端な差異が生じた場合は、買主又は売り主は相手方に対して協議を申し入れることができる。

(2) 上記(1)に関して、石油卸売価格の変動に基づく契約金額の変更については、次の各項目に定めるところにより取り扱う。

ア 石油卸売価格の変動状況の基準は、本契約の売り主が指定された納入場所に納入する灯油の仕入れ先元売り業者の1㊦当たりの灯油の仕切り値(複数の元売り業者から仕入れる場合は、当該複数業者の1㊦当たりの灯油の仕切り値)(以下「仕切り値」という。)を基準とする。

イ 契約金額の変更は、契約日(変更契約を行った場合は、当該変更契約を行った日)において適用されている仕切り値と納入日時点での仕切り値との差額(複数の元売り業者の場合は、それぞれの差額の平均を差額とする。)が3円以上となった場合に行うこととし、同日から適用する。

ウ 売り主は、変動状況の推移が分かる根拠となる仕切り値の通知等(新聞の写し等)を買主に提出することとする。

エ 変更後の契約金額は、当初の契約金額(変更契約を行った場合は、当該変更後の契約金額)から消費税等を抜いた金額に前号の差額に相当する金額に1,000を乗じた金額を加えた額又は減じた額に消費税を加算した金額とする。

変更契約の考え方及び変更契約金額の算定方法は別紙による。

8 その他

(1) 「通常納入」「緊急納入」に対応できるよう受注責任者を決め、契約後速やかに連絡体制図を提出する。

(2) 納入する各排水機場の地下タンクの容量は次のとおり。

| | |
|--------|-------------|
| 親松排水機場 | 30キロリットル×2基 |
| 白根排水機場 | 35キロリットル×2基 |
| 萱場排水機場 | 28キロリットル×2基 |